

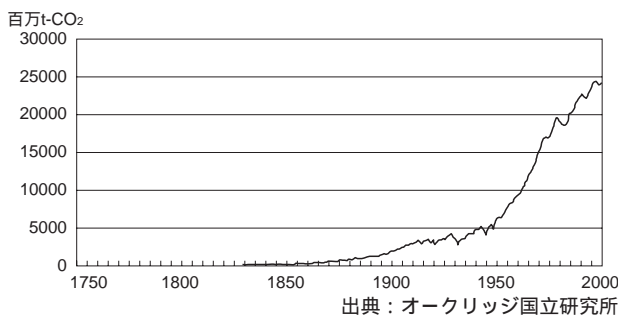
第5節 地球温暖化の防止等、地球環境の保全

1 温室効果ガス*1の排出抑制

(1) 地球温暖化の現状【環境政策課】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が急増し、この100年間で地球の平均気温は0.7（本県では1.4）上昇しています。また、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第3次評価報告書によると、21世紀末には地球の気温は最大5.8、海面の水位は最大88cm上昇すると予測されています。

図3-3-78 世界の二酸化炭素排出量



温室効果ガスの排出を抑制し地球温暖化を防止することは国際的な緊急課題であり、平成9年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた京都議定書が採択されました。

京都議定書については、米国の離脱やロシアの批准作業の遅れから発効が危ぶまれていましたが、平成16年11月ようやくロシアが批准し、平成17年2月16日に発効しました。

国では、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」を策定し、対策の強化を図っています。

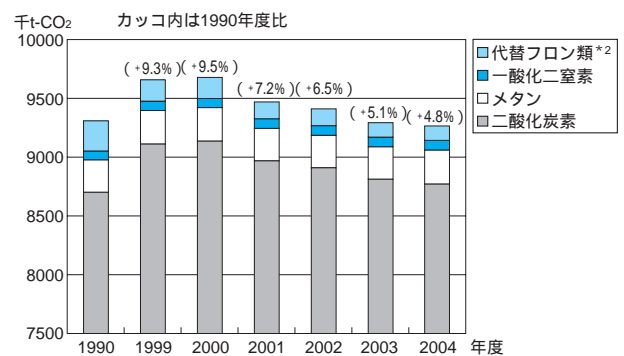
(2) 温室効果ガスの排出実態【環境政策課】

排出量の推移

2004年度（平成16年度）の県内の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で925万3千tであり、1990年度と比較して4.8%増加しています。

また、温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素の2004年度の排出量は876万7千tであり、1990年度と比較して5.9%増加しています。

図3-3-79 温室効果ガス排出量の推移



部門別排出量

2004年度の二酸化炭素の部門別排出量は、産業部門、運輸部門、家庭部門、業務部門の順となっています。

1990年度の排出量と比較すると、運輸部門が33.6%、家庭部門が32.4%、業務部門が54.3%、それぞれ増加しています。

この要因は、運輸部門では自動車の大型化や保有台数等の増加、家庭部門では家電製品の普及・大型化による電灯使用量等の増加、業務部門ではOA機器の普及や商業施設の増加等が考えられます。

表3-3-80 温室効果ガスの排出実態

年度	排出量(千t-CO ₂)							増減率(%)	
	1990	1999	2000	2001	2002	2003	2004	対1990	対2003
二酸化炭素	8,275	9,101	9,128	8,961	8,906	8,803	8,767	5.9	-0.4
メタン	298	284	288	279	277	274	273	-8.4	-0.4
一酸化二窒素	59	80	81	78	78	77	77	30.5	-0.0
代替フロン類*2	197	187	173	146	145	131	136	-31.0	3.8
合計	8,831	9,651	9,670	9,464	9,406	9,285	9,253	4.8	-0.3

*1温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

*2代替フロン類：オゾン層破壊力の大きい特定フロン（CFC類）に替わり生産されているフロン類のことで、温室効果が極めて高いため、HFC、PFC、SF6が京都議定書で削減の対象ガスに加えられました。

す。
また、2003年度の排出量と比較すると、産業部

門（1.1%増）、家庭部門（3.2%増）および工業プロセス部門（1.8%増）で増加しています。

図3-3-81 二酸化炭素の排出構成（2004年度）

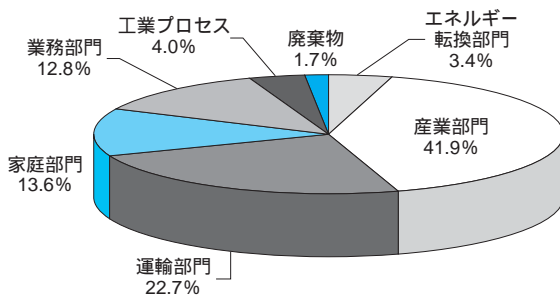


図3-3-82 部門別排出状況

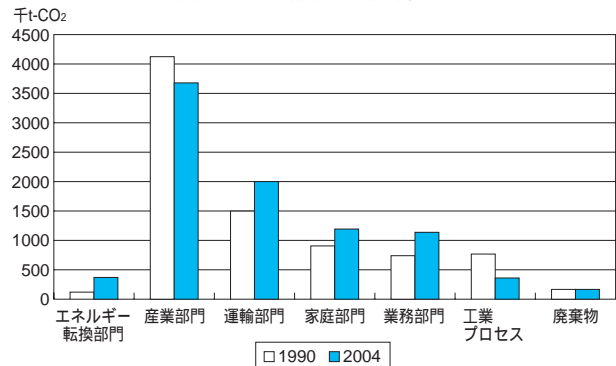


表3-3-83 二酸化炭素の排出実態

部門	年度	排出量 (千 t-CO ₂)						増減率 (%)		
		1990	1999	2000	2001	2002	2003	2004	対1990	対2003
エネルギー転換		113	279	336	380	352	357	294	160.2	- 17.6
産業		4,134	3,894	3,988	3,816	3,788	3,633	3,672	- 11.2	1.1
運輸	乗用車	536	908	919	927	926	929	913	70.3	- 1.7
	貨物等	886	1,071	1,085	1,094	1,060	1,037	999	12.8	- 3.7
	鉄道等	65	66	68	68	65	73	75	15.4	2.7
	計	1,487	2,045	2,071	2,089	2,051	2,039	1,987	33.6	- 2.6
家庭		903	1,154	1,203	1,150	1,176	1,159	1,196	32.4	3.2
業務		728	981	988	980	1,028	1,127	1,123	54.3	- 0.4
工業プロセス		765	616	402	399	358	341	347	- 54.6	1.8
廃棄物		144	132	140	148	153	147	148	2.8	0.7
合計		8,275	9,101	9,128	8,961	8,906	8,803	8,767	5.9	- 0.4

(注)エネルギー転換：電気事業者（火力発電所）、ガス事業者の自家消費エネルギー
 産業：農林水産業、鉱業、建設業、製造業におけるエネルギー消費量
 運輸：自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費量
 家庭：家庭におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 業務：業務用ビル等におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
 工業プロセス：石灰石の消費
 廃棄物：一般廃棄物および産業廃棄物の焼却（食物くず、木くず等のバイオマス起源を除く。）

(3) 省エネルギーの推進【環境政策課】

アースサポーター

県では、平成12年から地域や家庭において地球温暖化防止に向けた取組みを推進する「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）を委嘱しており、平成18年度は104名の方が活躍しています。

アースサポーターは、自らが率先して地球温暖化防止の取組みを実践するとともに、地球温暖化に関する情報提供や意識啓発、地域での活動の推進などを行っています。

わが家・わが社のエコ宣言

県では、平成18年6月から、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を展開しています。これは、家庭や事業所の皆さんが、「わが家のエコ宣言」や「わが社のエコ宣言」をして、身近なエコ活動に取り組むことにより、地球温暖化防止活動の輪を広げる県民運動です。

わが家のエコ宣言の取り組みは、福井市の「ムダ一扫（ISO）ファミリープラン」や環境省の「チーム・マイナス6%」と連携を図っています。

また、「わが社のエコ宣言」事業所は、関西広

域連携協議会が提唱する「関西エコオフィス宣言」事業所としても登録され、平成18年9月末の宣言事業所数は607で、その事業所名は県のホームページで公表しています。

「クールビズ」の推進

県では、地球温暖化防止に向けて、平成11年度から関西広域連携協議会と連携し、夏季の適正冷房（28℃）の徹底と軽装での勤務「夏のエコスタイル」を推進しています。また、平成15年度からは、中部圏知事会（9県1政令市）においても推進しています。

関西広域連携協議会から発信された本取組みについては、平成17年度から「クールビズ」として、全国に展開しており、夏のビジネススタイルとして、軽装勤務の認知度が高まっています。

県では、この取組みを一層推進するため、平成17年度から、衣替えの時期に合わせ、6月1日から9月30日までに期間を拡大して取り組んでいます。



企業の代表者等がモデルとなった「ミニ・ファッションショー」

平成18年度は、7月6日に県国際交流会館において、「クールビズ・センスアップ講座」を開催しました。福井文化服装学院の朝日恵子学校長によるクールビズ・ファッションの楽しみ方についての講演、ミニ・ファッションショーおよびクールビズ最新モード展示会が行われ、クールビズの一層の普及拡大を図りました。

「ウォームビズ」の推進

国では、平成17年度から、地球温暖化防止のため、「暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好よいビジネススタイル（WARM BIZ）」を呼びかけています。

県では、暖房温度を低くしても、暖かさが感じられるよう、また、健康で元気に過せるよう、「服装（Wear）」「運動（Athletic）」「室内（Room）」「食事（Meal）」などの工夫をしながらウォームビズに取り組む「ふくいWARM運動」を提唱し、12月1日から3月31日までを県内の統一実施期間に設定して取り組んでいます。

また、平成18年度からは、ウォームビズの対象をオフィスから家庭へと拡大し、温かさを保つ衣服選びのポイントや体の温まる料理レシピ等の情報をホームページや県庁ホールでの展示を通じて提供することにより、衣食住の工夫をした取組みの普及と冬の地球温暖化防止対策の推進を図っています。

表3-3-84 温室効果ガス排出量の推移

年 度	11年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	62,128	56,975	59,273	58,638	58,120	57,258
対基準年度(平成11年度)比	-	- 8.3%	- 4.6%	- 5.6%	- 6.5%	- 7.8%

(注) 平成16年度、17年度は、県立病院建て替えの影響を除いた値

表3-3-85 温室効果ガス削減のための目標と平成17年度実績

項 目	目 標	平成17年度実績		
温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算値)	平成17年度までに平成11年度比で3.5%削減する	57,258 t -CO ₂	7.8%削減	
温室効果ガス削減のための取組目標	電気使用量	平成17年度までに平成11年度比で3%削減する	78,926千kWh	4.1%増加
	公用車等のガソリン・軽油使用量	平成17年度までに平成11年度比で5%削減する	2,128 kℓ	5.8%増加
	冷暖房機器等の燃料使用量	平成17年度までに平成11年度比で4%削減する	7,956 kℓ	22.4%削減

(注) 対象範囲：県のすべての機関。ただし、県立病院建て替えの影響を除いた値。

福井県庁地球温暖化防止実行計画

県では、平成13年3月に「福井県庁地球温暖化防止実行計画（福井県庁エコオフィスプラン）」を策定し、県のすべての機関で事務・事業に係る温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成17年度の温室効果ガス排出量は64,149 t・CO₂であり、基準年度である平成11年度に比べ3.3%増加しています。増加の主な原因は、面積の増大・設備の充実を伴う県立病院の建て替えによるものです。県立病院の温室効果ガス排出量を建て替え前の平成15年度と同量とした場合には、平成17年度の総排出量は57,258 t・CO₂となり、基準年度（平成11年度）と比べて7.8%削減されていることとなります。

県有施設の省エネルギー等【営繕課】

県では、県有施設への省エネルギー型設備や新エネルギーの導入を推進しています。

平成18年度に建設中の県立病院関連施設には冷温水大温度差空調システムと太陽熱利用給湯システムを導入します。

今後とも、その有効性等を考慮しながら、環境への負担の少ないシステムの導入を図っていきます。

表3-3-86 県有施設の省エネルギーシステム等導入実績

施設名	導入システム名
県立音楽堂	冷温水大温度差空調システム
県立恐竜博物館	氷蓄熱式空調システム
県立図書館・公文書館	成層型蓄熱式空調システム
合同庁舎（福井・奥越・若狭）	太陽光発電システム（各10kW）
若狭湾エネルギー研究センター	太陽光発電システム（20kW）
海洋生物資源臨海研究センター	太陽光発電システム（30kW）
県本庁舎	太陽光発電システム（30kW）
県立高等学校（武生・大野・藤島・高志・金津・武生東・敦賀）	太陽光発電システム（各10kW）
県立病院	冷温水大温度差空調システム コージェネレーションシステム
南越養護学校	冷温水大温度差空調システム

県民運動の推進【生活安全課】

地球温暖化、オゾン層の破壊、資源の枯渇など、地球規模での環境問題の深刻化により、私たちの地球環境保全に対する関心は高まってきています

が、ライフスタイルへの定着に結びつかないのが現状です。

そこで、県では家庭や身近な地域でのエネルギー消費のあり方の見直しや地球環境にやさしいライフスタイルの構築を目指しています。

平成17年度には、意識の向上のため、「福井の暮らし」での広報、「福井元気通信」での情報発信を行いました。

平成17年5月13～14日に開催した「消費者総合フォーラム・交流展2005」では、省資源・省エネルギーパネル展示会を行い、省エネかるたや省エネすごろくの配布を行いました。

（4）新エネルギーの導入【電源立地地域振興課】

エネルギーの多くを石油等の化石燃料に依存している状況において、地球温暖化防止と地域の環境保全を目指して、平成11年度に「福井県新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定しました。

この中で、太陽光発電、風力発電、クリーンエネルギー自動車、廃棄物エネルギー、コージェネレーション、太陽熱利用の6種類を重点的に推進する新エネルギーとして選定し、導入に取り組んでいます。

表3-3-87 新エネルギーの種類

分類	新エネルギー	
再生可能エネルギー（自然エネルギー）	太陽光発電	太陽熱利用
	風力発電	雪氷熱利用
再生可能エネルギー（リサイクルエネルギー）	バイオマス発電・バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造
	廃棄物発電・廃棄物熱利用	廃棄物燃料製造 温度差エネルギー
将来型エネルギーの新しい利用形態	燃料電池	
	天然ガスコージェネレーション	
	クリーンエネルギー自動車	

太陽光発電

県では、これまでに県庁舎（30kW）をはじめ、県内各地域の合同庁舎、県立高校（各10kW）や県若狭湾エネルギー研究センター（20kW）など17の県有施設に合わせて約230kWの太陽光発電設備を率先して導入しています。

<参考> 県有施設の発電状況（平成17年度実績）

地区	施設	出力（kW）	総発電量（kWh）	日平均1kW当たり発電量（kWh）
福井	県庁	30	30,463	2.78
奥越	奥越合庁	10	9,108	2.50
丹南	武生東高校	10	10,930	2.99

また、平成13年度から全国に先駆けて住宅用太陽光発電設備^{*1}に対する助成を市町村と連携して開始しました。

これらを含めて、平成17年度末までに県内に設置された設備の総出力は約7,800kWとなっています。

風力発電【企業局電気課】

県企業局では、福井市国見岳森林公園内に風力発電所^{*2}を建設し、平成14年12月に営業運転を開始しました。平成17年度の1年間の総発電量は2,508千kWhで、これは一般家庭約700世帯分の年間消費電力量^{*3}に相当し、約1,800t-CO₂の二酸化炭素削減^{*4}に貢献しました。



国見岳風力発電所

環境共生住宅【建築住宅課】

地球環境への負荷を軽減し快適な住生活を実現することを目的として、平成15年度より環境配慮型住宅設備^{*5}の設置に対して、市町と連携して助成を行っています。事業実績として、平成17年度は425件（太陽光発電350件1,412kW）、平成18年度においては10月末現在で、336件（太陽光発電266件1,015kW）となっています。県では引き続き普及を図るため、パンフレットの配布、ホームページの掲載など、各種広報媒体を活用して広く県民にPRを行っています。

(5) 環境負荷の少ない交通対策の推進

ノーマイカーデー【総合交通課】

モータリゼーションの進展等により、鉄道やバス等の公共交通機関はその利用者数が大幅に減少していますが、高齢化社会を迎え、沿線地域住民にとって今後ますます必要不可欠な交通手段になるとともに、本県を訪れる人の移動手段確保の点からも重要な社会基盤です。

また、公共交通機関はエネルギー効率に優れ、地球温暖化防止の面などから再評価されています。

このため、公共交通機関の利用促進と地球環境の保全を目的として、毎月1日、16日に全県的な「ノーマイカーデー」を実施し、広く県民運動として参加を呼びかけています。

近年では、県全体で1回当たり約4,000人の県民が参加しており、ノーマイカーデー当日の道路交通量は、通常時と比べて減少する等の効果も現れています。

このほか、平成18年度は福井県健康バイコロジー推進協議会と連携して、通勤をはじめとした日常生活における移動手段として、積極的に自転車を利用してもらう「チャレンジ 自転車エコ通勤事業」を実施し、約200名の方が参加しました。

今後は、ノーマイカーデーの効果がより大きなものとなるよう県民に働きかけを行い、県民が自発的に公共交通機関へ転換していけるような取組みを進めていきます。

コミュニティバス等の支援【総合交通課】

近年、従来の路線バスを補完し、中心市街地の活性化や福祉サービスの向上等を目的とするコミュニティバス^{*6}、福祉バス^{*7}、乗合タクシー^{*8}等を独自に運行する自治体が増えています。

本県でも平成13年度からこれらのバス運行に対する支援を行っており、全県的な公共交通ネット

^{*1}住宅用太陽光発電設備：出力3kWシステムを南向きなどの好条件で設置すれば年間3,000kWh程度を発電します。

^{*2}国見岳風力発電所：最大出力は1,800kW（900kW×2基）で、発電電力量は全量を北陸電力に売電しています。

^{*3}一般家庭の年間消費電力量：1世帯当たり3,600kWhで計算しています。

^{*4}二酸化炭素削減量：削減量の算出にあたっては、1kWh当たり0.731kg-CO₂（火力発電により発電した場合に発生するCO₂量と風力発電により発電した場合に発生するCO₂量の差）で計算しています。

^{*5}環境配慮型住宅設備：太陽光発電設備、屋根融雪・雨水再利用設備、雨水再利用設備、太陽熱温水設備、風力発電設備

^{*6}コミュニティバス：路線バスの不便な地域の移動手段の確保および中心市街地の活性化などを目的として運行されているバス。

^{*7}福祉バス：高齢者や障害者等の移動手段を確保することを目的として、福祉施設や公共施設等を巡回するバス。

^{*8}乗合タクシー：乗車定員が10人以下の乗用車を使用して、路線バスと同様な乗合運送を行うものです。

ワークの確立を推進しています。

平成18年11月現在で、全市町が、こうした自治体バスを運行しており、地域住民の足として重要な役割を担うとともに、地球環境保全に寄与しています。

パークアンドライド^{*1}渋滞対策モデル事業

【道路保全課】

県では、従来から渋滞緩和のため、交差点を改良したり道路の幅を広げるなどの対策を実施していますが、住宅密集地で用地の確保が難しくなるなど、従来からの渋滞対策事業が困難な状況になっています。

特に、福井市街地へアクセスする道路については、朝夕のラッシュ時を中心とした交通渋滞が起きていることから、早急な渋滞対策が必要となっています。

そこで、モデルケースとして、福井市街地へアクセスする鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を整備することにより、道路の渋滞緩和を図り、公共交通機関（鉄道）の活性

【参考】

平成16年4月1日供用開始

- ・福井鉄道福武線 浅水駅前駐車場（45台）
- ・えちぜん鉄道三国芦原線 西長田駅駐車場（100台）

平成16年10月1日供用開始

- ・福井鉄道福武線 水落駅前駐車場（80台）

平成17年4月1日供用開始

- ・えちぜん鉄道勝山永平寺線 永平寺口駅駐車場（65台）



県営永平寺口駅駐車場

化と、自動車の排気ガスや騒音などの環境負荷の少ない交通対策を目指しています。

低公害車の導入促進

【環境政策課・企業局経営管理課】

自動車は、私たちの経済活動や豊かな暮らしを支えている一方で、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素の排出による地球温暖化など、環境に大きな影響を与えています。このため、燃料消費性能や排出ガス性能に優れた環境負荷の少ない低公害車の普及促進を図る必要があります。

県では、公用車の低公害車への切り替えを率先して行っており、市町に対しても低公害車の導入を呼びかけています。県の知事部局においては、平成17年度に低公害車を39台購入しました。

平成16年度は、天然ガス自動車の普及促進のため、県の公用車として初めて、天然ガス自動車のライトバン1台を導入しました。

企業局においても、県の他部局と同様、燃料消費性能や排出ガス性能に優れた環境負荷の少ない低公害車の導入促進を図っており、平成17年度は、低公害車を3台購入しました。

また県では、環境性能が高く、通常車両より価格差があるハイブリッド自動車・電気自動車を対象に、平成15年10月から、県民・事業者の低公害車（ハイブリッド自動車・電気自動車）購入費の一部を市町村と協力して補助しています。平成15年度は6市町が補助制度を実施し、計120台分を補助、平成16年度は、天然ガス自動車を対象に加え、11市町村が補助制度を実施し、計300台分を補助



県が導入した天然ガス自動車

*1パークアンドライド：自宅から目的地に向かう移動で、自宅からまず自家用車で出発しますが、途中の公共交通の駅・停留所に併設されている駐車場に駐車し、そこからは公共交通を利用して目的地に向かう移動形態のこと。

しました。

平成17年度は、使用過程車の低公害車への改造を対象に加え、10市町が補助制度を実施し、計262台分を補助しました。

平成18年度は、12月現在10市町が補助制度を实

[参考]

平成18年度低公害車導入促進補助制度
 実施市町【10市町】(平成18年12月現在)
 福井市、敦賀市、大野市、勝山市、越前市、
 永平寺町、越前町、美浜町、おおい町、
 若狭町

施しています。

こうした購入時の補助金や自動車税等の優遇税制の後押しもあり、県内の低公害車の保有台数は年々増えています。

また、低公害車の導入促進および環境に配慮した運転(エコドライブ)の普及啓発冊子「ECOカーライフはじめませんか!？」を作成し、普及啓発に努めています。



表3-3-88 県内の低公害車普及状況

	H14年3月末	H15年3月末	H16年3月末	H17年3月末	H18年3月末
電気自動車	7	7	5	3	4
メタノール自動車	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	1	1	6	16	16
ハイブリッド自動車	549	685	1,033	1,539	2,016
低燃費かつ 新認定車			514	7,416	20,603
低燃費かつ 新認定車			2,497	13,559	19,691
低燃費かつ 超排出ガス認定車	1,363	10,542	23,414	25,180	25,422
低燃費かつ 優排出ガス認定車	6,190	11,270	12,375	12,339	12,311
低燃費かつ 良排出ガス認定車	9,090	13,626	15,609	16,307	16,514
計	17,200	36,131	55,453	76,360	96,577

(注) 新 : 平成17年排出ガス基準の75%以上有害物質を低減
 新 : 平成17年排出ガス基準の50%以上有害物質を低減

福井都市圏総合都市交通体系調査の実施

【都市計画課】

自動車は、市民生活や産業活動にとって不可欠な交通手段ではありますが、近年は免許保有人口の増加や自動車保有の増加、郊外部における人口の増加等に伴い、通勤その他の日常生活における自動車への依存が高まっています。

一方で、このような自動車利用の増加は、エネルギー問題や地球環境問題等を引き起こすことにつながります。

このため、交通手段や都市構造の側面からも省エネルギー型を志向していく必要があります。つまり、交通手段に関しては、自動車利用の抑制と公共交通機関、徒歩および自転車等の利用促進を図る必要があります。また、併せて公共交通機関、

徒歩および自転車等が使いやすい都市構造としていく必要があります。

そこで、平成17、18年度で実施する福井都市圏総合都市交通体系調査では、県民に対しアンケート調査を行い、一日の交通行動等の把握を通じて、人の動きに係る交通の実態を明らかにし、総合的な交通体系について検討することとしています。

平成17年度では、10月中旬から11月下旬にかけて、嶺北地域の約4万4千人にアンケート調査を実施し、人が「いつ、どこからどこへ、何を利用して、どのような目的で移動したのか」を調査しました。

平成18年度では、その調査結果をもとに現状分析を行い、都市の現状について問題点・課題を明確にして、さらに都市交通の問題に対応する都市交通体系の方向性について検討する予定です。

2 森林資源の保全と利用【県産材活用課・森づくり課】

(1) 森林の現状

森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養・保健休養の場の提供などさまざまな公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

2005年2月には、「京都議定書」が発行され、日本は1990年の温室効果ガス排出量に対し、2008年から2012年の排出量を平均で6%削減することが正式に義務付けられました。このうち、森林吸収による減少分の上限値は3.8%まで認められているため、この3.8%に相当する1,300万炭素t程度を森林吸収量で確保することが大きな目標となっています。

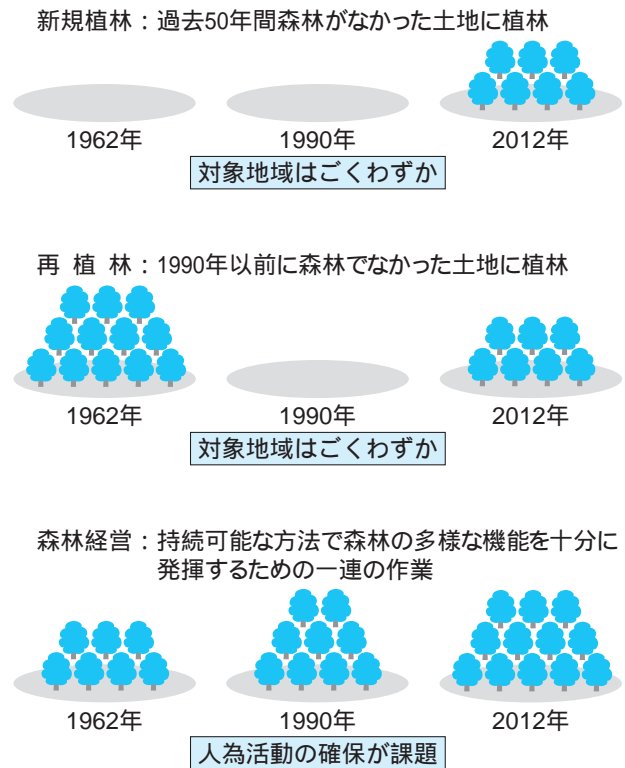
2010年における福井県の森林（民有林^{*1}）は、最大量22万炭素tの吸収源としてカウントできるものと試算されており、これは上記目標量の1.7%に相当します。

しかし、吸収源として認められるためには、適切に管理経営されている森林等とされており、今後とも森林の適切な整備・管理を積極的に進めていく必要があります。

(2) 多様な森林整備

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、豊かな植生や土壌が保持された多様で健全な森林を育成することとしています。

図3-3-89 京都議定書で吸収源と認められる森林



平成12年度から平成16年度までの5か年間、「緊急間伐推進計画」に基づき、間伐^{*2}を中心とした森林の整備を実施しました。

さらに、平成17年度から平成19年度までの3か年計画である「間伐等推進計画」に基づき、間伐を中心とした森林の整備を推進しています。

表3-3-90 民有林における緊急間伐5か年対策実績

区分	計画量 (5か年)A	H12	H13	H14	H15	H16	計 B	達成率(%) B/A
面積 (ha)	18,500	3,942	4,032	4,114	3,965	3,534	19,587	105.9

(注) 間伐面積には、独立行政法人緑資源機構分は含まない。

表3-3-91 民有林における間伐等推進3か年計画

区分	計画量 (3か年)	H17	H18	H19
面積 (ha)	13,500	4,500 (4,687)	4,500	4,500

(注) 間伐面積には、独立行政法人緑資源機構分は含まない。()は実績。

*1 民有林：国以外のもので所有している森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区別されます。

*2 間伐：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競争が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

(3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に活用する機会が多くなり、これら入込者は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ゴミの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員（H18：7名）、市町には森林保全推進員（H18：67名）を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、山地を抱える1,215集落に山地災害情報モニターを配置し、災害の予兆や発生に関する情報収集を行うとともに防災意識の啓蒙普及に努めています。



山地災害を未然に防止するためのパトロール

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境を保全しています。

(4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要で、健全な森づくりへの直接参加、個人や企業等からの活動支援、地元の木を伐って使う等の取組みを積極的に推進しています。

このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」、平成18年4月29日に南越前町で開催された「県緑化大会」、同年10月8日に坂井市で開催された「グリーンフェア」等を通じて、県民参加の森林づ

くり意識の喚起を図っています。

次世代を担う「緑の少年団」を県下に49団育成して、自然を知り森林や緑の大切さを学ぶ森林環境教育活動を展開しています。



福井県緑化大会（南越前町）

また、森林ボランティア活動を促進するためのネットワークを構築しています。

(5) 森林整備を担う人材の育成

森林の整備を適切に推進していくためには、森林生態系に配慮した多様な森林施業等を行える知識、技術を有した森林整備を担う人材を確保・育成する必要があります。

このため、平成9年度から、新規就業者を対象に職業訓練研修を行い、現場就労に必要な基礎知識や資格等を習得させ、多面的な技術等を持った担い手の



森林整備を担う人材を育成するための研修

リーダーとして「森林施業士」（認定者（H9～15）：45名が定着、研修生（H16～18）：21名が研修中）を育てています。

さらに、森林整備の新たな担い手として、林業事業体への本格的な就業と地域への定着を促進する「緑の研修生」の取組みも行っています。

また、全国の林業労働災害の発生頻度は、全産業中でも高いことから、森林組合等の林業労働者に対する巡回指導を行うとともに、安全管理対象者等を対象に安全衛生対策を行う上での問題点の分および改善策の検討・指導を行っています。

表3-3-92 森林施業士、緑の研修生の採用等実績（平成19年1月31日現在）

		年 度										合計
		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
森林施業士	採用人数(人)	12	11	11	10	10	11	11	7	10	9	102
	認定者数(人)	9	9	7	8	7	9	10	-	-	-	59
	定着人数(人)	6	6	4	3	6	8	10	5	7	9	64
緑の研修生	研修人数(人)	-	-	-	-	-	-	26	19	14	5	64
	雇用人数(人)	-	-	-	-	-	-	18	15	13	(5)	46
	定着人数(人)							12	12	10	(5)	34

(注) 森林施業士の定着人数については、現在森林組合に在籍している人数。H9～H15採用については森林施業士認定済みであり、H16以降採用は、現在研修中である（研修期間：3年）。（ ）内の数値は見込みであり、合計には含まれていない。

3 オゾン層の保護【環境政策課】

オゾン層^{*1}が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線が増加し、皮膚ガンや白内障など人の健康被害や植物の成育阻害といった生態系への悪

影響を生じるおそれがあります。このため、その原因物質であるフロン^{*2}が大気中に放出されないようフロンの回収・破壊を進めています。

(1) 法律に基づく規制

	フロン回収破壊法 ^{注1}	家電リサイクル法 ^{注2}	自動車リサイクル法 ^{注3}
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロンの回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロンの回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコン ^{*3} について、冷媒フロンの回収を義務付けています。

注1「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律」

注2「特定家庭用機器再商品化法」

注3「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

(2) 県の取組み

フロン回収破壊法および自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録を行うとともに、回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者への立入指導等を行っています。

表3-3-93 本県のフロン類回収量等（平成17年度）

第一種特定製品 ^{*4}		第二種特定製品 ^{*4}	
回収台数(台)	回収量(kg)	回収台数(台)	回収量(kg)
1,661	8,733	12	4

表3-3-94 フロン回収破壊法に基づく登録業者数
(平成18年3月31日現在)

	第一種フロン類回収業者	第二種特定製品引取業者	第二種フロン類回収業者
登録業者数	251	871	379

4 酸性雨^{*5}の監視【環境政策課】

化石燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物といった酸性物質が溶け込むことによって、pHが5.6以下となった雨を酸性雨といい、現在、福井市および越前町の2地点で継続した監視を行っています。

現在のところ酸性雨による土壌・植生、陸水等

への影響は、明確には認められていません。

国では、全国状況を把握するため酸性雨対策調査を実施しており、平成15年度における全国のpHの平均値は4.63であり、福井県は全国と比べてやや低い状況にあります(図3-3-95)。

*1 オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

*2 フロン：フッ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の1つとされており、破壊する程度の強いフロンは平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

*3 カーエアコン：平成14年10月からフロン回収破壊法において、冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

*4 第一種特定製品、第二種特定製品：フロン回収破壊法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品、カーエアコンを第二種特定製品と定義しています。

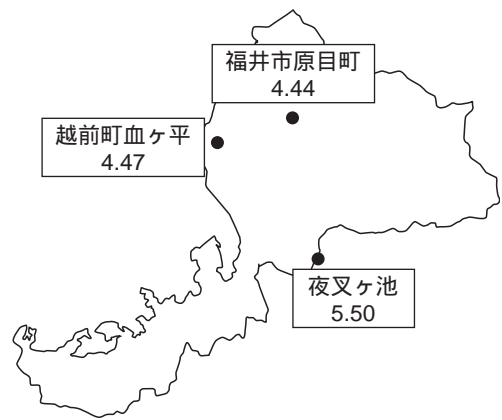
*5 酸性雨：雨は、もともと空気中の二酸化炭素を吸収するため弱い酸性です。通常、酸性の強さはpH(ピーエッチ)で表し、pHが低いほど酸性の度合いが大きいことを示します。酸性雨とは、化石燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物といった酸性物質が溶け込むことによって、pHが5.6以下となった雨のことをいいます。

酸性雨は、1960年代から北米やヨーロッパで湖沼や森林等の生態系あるいは遺跡等の建造物などに大きな影響を及ぼすとして、問題化してきました。

また、平成10年度から、ヤシャゲンゴロウ^{*1}の生息でも知られる夜叉ヶ池^{*2}（南越前町）において、池水と酸性雨の関係などを調査しています。

平成16年度からは、酸性降下物の降下量をより詳細に把握するため、冬期間を重点に従来からの雨水に伴うものに加え、気体や粒子状のものを調査するとともに、環境への影響発生メカニズムを解明するため、植物の植生や活性度等を調査しています。

図3-3-95 酸性雨監視地点と17年度の監視結果



地点の下の数字

福井市、越前町：雨のpHの平均値
夜叉ヶ池：池水のpHの平均値

5 国際環境協力の推進【環境政策課】

地球温暖化をはじめ、今日の環境問題は地球規模で広がっており、国際環境協力は今後ますます重要になってくると思われます。

- ・北東アジア青少年環境シンポジウム
（平成17年8月21日～22日 中国遼寧省）

（1）北東アジア地域環境協力の推進

北東アジア地域自治体連合（平成8年設立）において、環境分科委員会を開催し、環日本海の国際環境協力を推進しています。

北東アジア地域自治体連合

日本（青森、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根）中国、モンゴル、韓国、北朝鮮、ロシアの6か国、39自治体

2005年個別プロジェクト

- ・日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査（（2）参照）
- ・中国遼寧省との水質環境に関する共同調査

（2）海辺の漂着物調査

財団法人環日本海環境協力センターの呼びかけにより、平成8年度から各自治体において日本海沿岸の海辺の漂着物調査を実施しています。

平成17年度は、日本、ロシア、韓国、中国の4か国において実施され、国内では、22自治体44海岸において、1,853人が参加しました。

本県では、平成17年10月16日（日）に、三国町浜地海岸において、三国海洋少年団が参加し、実施しました。

調査の結果、100㎡当たり31個779gの漂着物がありました。

^{*3}ヤシャゲンゴロウ：夜叉ヶ池にしか生息しない「固有の種」であることが確認されており、メススジゲンゴロウが夜叉ヶ池に隔離されて長い間に独自の進化を遂げたものといわれています。平成8年には「国内希少動植物種」に指定されています。

^{*4}夜叉ヶ池：南条郡南越前町東南部の標高1,099mにあり、東西75m、南北80m、周囲は230m、水深7～8mで、広さ0.042km²の小湖で、涸水がないことで古くから注目されてきました。